

# 規制に係る政策評価の改善方策（平成28年度）（検討案骨子）

## 【検討概要】

- 規制評価ワーキング・グループ（以下「規制評価WG」という。）においては、昨年度に引き続き、意思決定過程における評価の活用の促進、メリハリのある評価とする観点から、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。以下「現行ガイドライン」という。）の改正も視野に、改善方策を検討
- 今年度の規制評価WGにおいては、特に以下の点について議論
  - （1） 政策意思決定過程での事前評価の活用
  - （2） 簡易な評価手法の検討（例えば、国際条約に基づき規制を実施するなど意思決定要素のないもの）
  - （3） 事後検証（レビュー）の在り方
  - （4） 関係機関との連携（規制改革会議の規制レビュー、公正取引委員会の競争状況への影響の把握・分析）

## 〈参考〉

なお、規制評価WGにおける検討に資するべく以下の調査研究を実施

- 平成27年度：「英国における規制の政策評価に関する調査研究（平成28年3月）」
  - ⇒ ①ファストトラック（簡素化した評価手法）制度の運用、②評価のための計算方法及び各府省が共通的に使用する数値・単位が記載された資料の存在といった英国における取組について現地調査・文献調査も含め実施
- 平成28年度：「EU（欧州連合）における規制の政策評価に関する調査研究（平成28年12月）」
  - ⇒ ①比例原則（規制による影響の大きさに応じ、評価の詳細さを検討）の運用、②影響評価（金銭価値化のみを重視するのではなく、定量化や定性的な評価を組み合わせ、生じ得る影響を網羅的に把握する評価）の運用といったEUにおける取組について現地調査・文献調査も含め実施

## 【今年度の主な検討内容と各府省に示す改善方策の項目】

- 今年度の検討の方向性等について以下の整理を行った。
  - i 規制の事前評価から規制のライフサイクル評価へ。
  - ii 費用便益分析から影響評価へ。
  - iii 遵守費用推計を優先する。
  - iv 事前評価の内容にメリハリをつける。
- 方向性を踏まえて検討し、以下の改善方策の項目を中心に取りまとめる予定
  - (1) 事前評価の活用方法（方向性 i 関連）
    - ⇒ 規制の事前評価は、政策（規制）の検討時期に評価が実施され、規制の内容を決定する際の参考資料（土台）として用いられる場合に最も効果を発揮できることから、政策立案プロセスと規制の事前評価のプロセスの一体化を促す。  
このことから、規制の検討から、見直し（改正又は廃止）に至るまで、その一連を「規制のライフサイクル」として捉え、規制検討段階、コンサルテーション段階、規制決定段階、事後検証段階といった、各段階において望まれる評価の活用方法を提示。
  - (2) 基本的評価手法（方向性 ii～iv 関連）
    - ⇒ 規制の事前評価においては、費用便益分析にこだわらず、規制の新設又は改廃によって生じる経済、社会、環境といった様々な分野への影響を漏れなく想定することに重点を置くこととする。  
また、規制措置は、国民（事業者や個人）に対し遵守費用の負担を求めるものであることから、想定される影響のうち、特に遵守費用の推計が重要と認識。  
さらに、規制の事前評価時点では、規制の新設又は改廃によって得られる効果の不確実性が高いことから、便益（金銭価値化）より効果（定量化）の推計を優先するものとする。  
以上の考えの下、基本的評価手法として、影響項目の洗い出し方法、遵守費用の推計方法、効果の推計方法、副次的及び波及的な影響の推計方法等を提示。

### (3) 簡素化した評価手法（方向性iv関連）

⇒ 意思決定要素が少ない規制政策等を対象に、新たに簡素化した評価手法による評価を導入。具体的には、国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの、科学的知見に基づき導入される規制であって行政裁量の余地がないもの（薬物等の使用規制等）などを想定。また、各府省が簡素化した評価手法を適用する場合、総務省の事前確認を必要とする予定。

### (4) 事後検証（レビュー）の実施（方向性i関連）

⇒ 規制の政策評価における事後検証の役割は、事前評価書に記載された費用と効果の想定と事後検証時に把握した実際の費用と効果を比較の上、検証し、既に導入された規制の妥当性を確認することである。

このことから、適切な事後検証を実施するために、規制の事前評価時点においてあらかじめ事後検証の際に効果を把握するための指標の設定や影響の把握方法（統計データや利害関係者からの情報収集）を提示。

### (5) 関係機関との連携

⇒① 規制改革推進会議と連携の上、規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）に記載された規制レビューと規制の事前評価の連携方策について調整することを提示。

② 公正取引委員会と連携の上、試行的に実施している「規制の事前評価における競争状況への影響の把握・分析」について、本格実施への移行等を提示。

## 【参考】

このほか、規制評価WGにおいて、①事務参考マニュアル、②評価書様式等、③原単位データ等資料、④現行ガイドラインの改正草案を取りまとめ、事務局（総務省行政評価局）に提示する予定